

議 案 第 1 7 号

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する
条例

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例（昭和41年条例第44号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1号の表中

「

130,000人	1日最大78,200立方メートル
----------	------------------

」を

「

120,000人	1日最大56,300立方メートル
----------	------------------

」に改める。

第7条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水道事業の見直しに伴い、企業経営に当たっての基本的事項である給水人口及び給水量を変更するため、本案を提出する。